春日井市図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、利用者の知る自由を保障し、市民の教養と文化の発展に寄与することを留意して図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 収集する資料の種類は、一般書、参考書、児童資料、障がい者・高齢者 用資料、郷土資料、外国語資料、逐次刊行物、視聴覚資料、その他必要な 資料とする。
- (2) 資料の形態は、図書、雑誌、新聞のような紙媒体のほかCDやDVDなどの電子媒体も含める。
- (3) 春日井市の特色を把握して、郷土資料、書道関係資料を収集する。
- (4) 障がい者や高齢者、在住外国人のための資料も幅広く収集する。
- (5) 春日井市図書館は、基幹的図書館として、この収集方針のもと、春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館及び各図書室の地域性を考慮し、資料収集を行う。

3 資料収集の留意点

- (1) 蔵書構成は、市民の図書館に対する期待と要求を常に考慮したものとし、特定のものに偏ることのないように留意して幅広く収集する。
- (2) 資料の選択は、思想、宗教、政治(党派)にとらわれることのないように、公平な立場から収集する。
- (3) 利用度が高く、資料的な価値の高い資料は、必要な範囲において複本を置く。
- (4) 図書館員の個人的な関心や好みによって資料の選択をおこなわない。

4 資料の選択方法

- (1) 図書館員、司書で構成される「資料選定会議」で協議し、図書館長が決定する。
- (2) 資料の選択にあたっては、蔵書構成を配慮し各種出版情報や書評を参考にしつつ収集する。
- (3) 利用者ニーズの把握に努め、資料選択に反映させるよう心がける。

5 資料別収集基準

(1) 一般書

利用者の学習、教養、実用、レクリエーション等に資するため、基本的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 参考書

- ア 市民の調査研究及びレファレンスに必要な辞書類、法規類、年鑑、白 書、目録、書誌、便覧、図鑑、地図などを幅広く継続的に収集する。
- イ 政府及び官公庁が発行する白書、計画書、調査報告書、統計書等主要 なものを収集する。
- ウ 地方公共団体その他公的機関が発行するものについては、資料的価値 の高いものを収集する。

(3) 児童資料

乳幼児、児童のために読書の楽しさや喜びを発見し、読書習慣の形成と 継続に役立てる資料を幅広く収集する。

ア 絵本

- ・ 子どもが楽しめる芸術性があり、子どもの想像力、空想力を十分 に養うことのできるものを収集する。
- 知識の絵本は、内容の正確さ、絵本としての楽しさを兼ね備えた ものを収集する。
- ・ 昔話絵本は、日本の内外を問わず原話を正しく再話したもの、昔 話の良さを失っていないものを収集する。

イ 文学(物語)

- ・ 昔から読み継がれ人気のあるものや、ブックリストに取り上げられたものを積極的に収集する。
- ・ 子どもの視野を広げ、その成長に役立つよう、評価の定まったも のを幅広く収集する。
- ・ さし絵などに留意し、子どもの世界を広げ、想像力を豊かにふく らませるものを収集する。

ウ 紙芝居

- 絵が美しく、はっきりと描かれているものを収集する。
- ・ 絵と文の調和が取れているものを収集する。
- 乳幼児、児童の教育的要素の高いものを収集する。

(4) ヤングアダルト

中高生及び同世代の青少年を対象に、古典から現代まで幅広い分野で判りやすい視点、内容のものを収集する。

(5) 障がい者・高齢者用資料

ア 録音図書・点字図書は、デジタル資料の活用状況を考慮し、各種のものを幅広く選択的に収集する。また、自主資料の作成を行う。

イ 大活字本を選択的に収集する。

(6) 郷土資料

ア 春日井市に関する基本的資料、歴史的資料、一般図書、逐次刊行物、 行政資料等に加え、産業分野、教育関係、市民の生活に関するものを網 羅的に収集する。

イ 愛知県や県下市町村に関する歴史的資料及び中部地方を中心とした地域の同種のもので、資料的価値の高いものを収集する。

(7) 外国語資料

ア 英語を始め、ハングル、中国語、スペイン語等、多言語の資料を収集 する。

イ 日本に在住する外国人の日本語学習に役立つものを収集する。

(8) 逐次刊行物 (雑誌・新聞・官報)

ア 逐次刊行物は、幅広い分野から永続的に読み継がれており、社会的評価が定着したものを収集する。

- イ 新聞は、全国紙、地方紙、専門紙、書評紙、スポーツ紙、英字新聞及 び児童向け新聞等を収集する。また、全国紙は縮刷版で保存する。
- ウ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的なものを中心に、児童及び 青少年向けのものを含めて収集する。
- エ 高度な専門雑誌、娯楽雑誌については、利用及び必要に応じて収集する。マンガ雑誌は収集しない。

(9) 視聴覚資料

ア 収集する媒体は、CD及びDVDとする。

イ 教養、娯楽、学習など多様な利用目的に対応できるよう幅広い分野から収集する。

ウ 著作権の処理がされた資料を収集する。

6 選定基準

収集する資料の選定は、別に定める分類別資料選定基準による。

7 収集の方法

購入、寄贈、自館作成等の方法で収集する。

8 収集基本方針の公開及び見直し

収集方針は、公開するとともに、図書館の蔵書が市民の要求を反映し、より豊かで実質的な内容のあるものにしていくため、一定の期間を経過するごとに見直し、必要な改訂を行うものとする。

9 その他

この方針に定めるもののほか、図書館資料の収集について必要な事項は資料選定会議で協議するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この春日井市図書館資料収集方針は、平成23年4月1日から施行する。 附則
- この方針は、平成30年4月1日から施行する。